

新旧対照表

○千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成十七年千葉県労働委員会規則第一号）

新	旧
<p>（個人情報の提供先への通知書） 第二十七条 条例第三十八条第一項に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書（別記第十九号様式）とする。</p>	<p>（個人情報の提供先への通知書） 第二十七条 条例第三十八条に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書（別記第十九号様式）とする。</p>